

# 小児特別医療費助成制度のご案内

- **対象者** 鳥取市在住で18歳に達する最初の3月31日までの間にある方
- **申請に必要なもの** **お子様ご本人の健康保険証**（保険証作成中の場合は加入予定保険のわかるもの）  
（代理人の方が申請される場合は代理人の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。）
- **患者負担額** 通院・入院・調剤費・・・無料（自己負担なし）  
※ただし、保険適用外診療分は対象となりません。  
（主な保険適用外診療：食事代、病衣代、容器代、個室代、初診時選定療養費加算等）
- **助成・方法**
  - ◆ **現物給付**（医療機関等の会計窓口での助成）
    - ・鳥取県内の医療機関では、受診時に受給資格証を会計窓口へ提示することで、支払う自己負担額が無料になります。  
（未提示の場合は保険証の自己負担割合となります。）
    - ・院外処方の場合には薬局にも提示してください。（調剤費も無料となります。）
  - ◆ **償還払い**（受診後、申請により助成）  
次の場合は医療機関で自己負担額を支払った後、還付手続きを行ってください。
    - ・鳥取県外の医療機関を受診したとき（調剤も含む）
    - ・医師の指示で治療用装具（眼鏡・コルセットなど）を作ったとき  
（※加入している健康保険者への手続きが必要）
    - ・受給資格証の交付前に受診したとき
    - ・受給資格証を提示せずに受診したとき

## 《償還払い申請必要なもの》

- ①領収書（※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたもの）
  - ②特別医療費受給資格証
  - ③金融機関等の通帳
  - ④健康保険証
- ※治療用装具の償還申請については上記に加え、「診断書（写し）」と保険者からの「支給決定通知」が必要です。

※支払いから5年以内であれば、申請ができます。ただし、受診当時の受給資格が確認できない場合は、助成できません。

## ■ 注意事項

- (1) 資格証の記載事項に変更がある場合は、変更届を提出してください。
- (2) 提出手続きは、窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法となります。  
（※電子申請は、ネットワーク環境が必要です。）
- (3) 保険証が変更した場合も届出が必要です。  
（この場合、資格証の内容は変更ありませんので、お持ちの証をご使用ください。）
- (4) 転出の場合は、受給資格証をご返却ください。〔転出日（異動日）以降資格証はお使い頂けません。〕
- (5) 届出等の必要書類は、保険年金課でご確認ください。
- (6) 資格証の有効期限は、「18歳に達する3月31日」までです。
- (7) 資格区分が複数対象となる場合、資格要件が整った時は、区分の選択ができます。  
（窓口でお手続きください。）  
ただし、それ以後に資格区分の変更を希望する場合は、年次更新のタイミングで申し出てください。（資格喪失はその時点）
- (8) 学校管理下での負傷または疾病について、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる場合は、特別医療費助成の対象となりません。

★お問い合わせ先：鳥取市コールセンター 0857-22-8111

★小児特別医療(18歳に達する3月31日まで)に関する手続き

鳥取市役所保険年金課医療助成係（13番 福祉総合窓口）または、各総合支所市民福祉課  
〒680-8571 鳥取市幸町71番地